資料５

環境保全目標について

1 はじめに

ごみ処理施設の整備にあたっては、遵守すべき各種法令や自治体の公害防止条例に基づいて規制値が定められます。

一方で、ごみ焼却施設の排ガスについては、他事例において法律や条例の基準以上に自主規制値を課す傾向があり、基準値よりもさらに厳しい環境保全目標値を設定している場合が多くなっています。

そこで、ごみ広域処理施設における基本的な考え方は、① 法規制値だけでなく、② 既存施設、③ 周辺施設等を考慮して設定するものとします。

なお、排ガス基準値以外の排水、騒音、振動、悪臭については法基準等を遵守するものとします。

2 排ガスに関する環境保全目標値

（1）環境保全目標値設定の考え方

排ガスに関する環境保全目標値については、法基準値等の遵守を前提として、以下の 3 案の中からから設定することとします。それぞれの設定値案の考え方は、以下のとおりです。

また、各排ガス項目における目標値設定の考え方を表 1 に示します。

【設定値案①】

埼玉県内の設定事例を踏まえて厳しい基準値を設定する案です。設備費や薬剤・活性炭等の費用を多く必要としますが、環境保全に対して有効です。

【設定値案②】

設定値案①と設定値案③の中間にあたり、環境面と費用面を考慮して、設定する案です。設備費や薬剤・活性炭等の費用は抑えつつ環境保全を目指すものです。

【設定値案③】

建設予定地は和光市であり、和光市清掃センターに近接することから、和光市清掃センターの基準値を参考に設定する案です。設備費や薬剤・活性炭等の費用は最も安価です。

表 1　各排ガス項目における目標値設定の考え方

<table>
<tr><th></th><th>設定値案①</th><th>設定値案②</th><th>設定値案③</th></tr>
<tr><td>ばいじん（g/m³N）</td><td rowspan="5">県内事例を参考に設定する基準値</td><td>県内事例を参考に設定する基準値</td><td rowspan="4">和光市清掃センターと同様の基準値</td></tr>
<tr><td>硫黄酸化物（ppm）</td><td rowspan="3">環境面と費用面を考慮して設定する基準値</td></tr>
<tr><td>窒素酸化物（ppm）</td></tr>
<tr><td>塩化水素（ppm）</td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類（ng-TEQ/m³N）</td><td colspan="2">「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」の基準</td></tr>
<tr><td>水銀（μg/m³N）</td><td colspan="3">「大気汚染防止法」の基準値</td></tr>
<tr><td>一酸化炭素</td><td colspan="3">「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」および「廃棄物処理法施行規則」の基準</td></tr>
</table>

（2）排ガスの環境保全目標値案

各設定値案における排ガスの環境保全目標値案は、表 2 に示すとおりです。

表 2　排ガスの環境保全目標値案

	排ガス環境保全目標値案			既存施設		法基準値等	
	設定値案①	設定値案②	設定値案③	朝霞市クリーンセンター	和光市清掃センター	大気汚染防止法	その他基準等
ばいじん（g/m³N）	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02	0.08＊1	－
硫黄酸化物（ppm）	20	30	30	30	30	K値＝9.0＊2（約2,611ppm）＊3	－
窒素酸化物（ppm）	50	70	180	70	180	250	180（指導基準＊4）
塩化水素（ppm）	20	50	50	50	50	700	200（上乗せ基準＊5）
ダイオキシン類（ng-TEQ/m³N）	0.01	0.1	0.1	5	1	－	1（ダイオキシン類対策特別措置法） 0.1（新ガイドライン＊6）
水銀（μg/m³N）	30	30	30	－	－	30	－
一酸化炭素	30ppm（4時間平均） 100ppm（1時間平均）	30ppm（4時間平均） 100ppm（1時間平均）	30ppm（4時間平均） 100ppm（1時間平均）	30ppm（4時間平均）	－	－	30ppm【4時間平均】（新ガイドライン） 100ppm【1時間平均】（廃掃法施行規則）

＊1 ： ごみ広域処理施設の施設規模において適用される基準値を記載しています。

＊2 ： K 値は区域ごとに異なっており、数字が小さくなるほど規制が厳しくなる係数で、埼玉県生活環境保全条例により定められています。

＊3 ： K 値＝9.0 を濃度換算（ppm）した場合の参考値です。煙突の有効高さを 59m、排ガス量を 12,000m³/h と仮定した場合の数値になります。

＊4 ： 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（昭和 59 年　埼玉県）

＊5 ： 埼玉県生活環境保全条例施行規則（第 31 条　別表第 4 第 1 号～3 号）

＊6 ： ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成 9 年　ごみ処理に係るダイオキシン類削減対策検討会）

3 排水、騒音、振動、悪臭に関する環境保全目標値

（1）排水

ごみ広域処理施設に関する排水としては、「ごみピット排水・プラント排水」、「生活排水」に区分されます。「ごみピット排水・プラント排水」は工場内で循環利用する方針であるため、法規制値は適用外となります。

生活排水は公共下水道に排出するため、下水道法および和光市下水道条例、ダイオキシン類対策特別措置法の規制基準が適用されるため、これらの規制基準を遵守します。

（2）騒音

騒音については、騒音規制法、埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準を遵守します。

（3）振動

振動については、振動規制法、埼玉県生活環境保全条例に基づき規制基準を遵守します。

（4）悪臭

悪臭については、悪臭防止法に基づき規制基準を遵守します。